平成27年月	きあさ	ぎり町議会第	8 回会議会	議録	(第21号)	
招集年月日	平成28年	年2月4日				
招集の場所	あさぎ	り町議会議場				
開閉会日時	開議	平成28年2月4日 午	前10時00分	議長	橋爪和	〕彦
及 び 宣 告	散会	平成28年2月4日 午	前10時32分	議長	橋爪和	〕彦
	議席号	氏 名	出欠等 議 席の 別 番 号	H-	名	出欠等 の 別
応 (不応) 招議員	1	加賀山 瑞津子	O 9	永	井 英 治	0
及び出席並びに	2	橋 本 誠	0 10	皆;	越 てる子	0
欠席議員	3	久 保 尚 人	0 11	小見	田 和行	0
出席 16名	4	小 出 高 明	0 12	奥	田公人	0
欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席	5	森 岡 勉	0 13	田	原健一	0
	6	徳 永 正 道	0 14	溝	口峰男	0
	7	豊永喜一	0 15	久保	田 久男	0
	8	山口和幸	0 16	橋	爪 和 彦	0
議事録署名議員	3番 久信	保 尚人 4番		I		
出席した議会書記	事務局上	長 坂本 健一郎	事務局書	記林	敬一	
	職名	名 氏 名	出欠等の別	名氏	名	出欠等の 別
Life Look VI NI bilance	町長	長 愛 甲 一 典	〇 教育	長中	村 富 人	0
地方自治法第121 条により説明のた	副町長	長 小 松 英 一	〇 教育詞	果長甲	斐 龍 馬	\circ
め出席した者の職	企画財政課 長	改 神 田 利 久	0			
氏名	福祉課長	長 小 見 田 文 男	0			
出席 ○ 欠席 ×	農林振興課	興 長 片 山 守	0			
	建設課長	長 石 塚 保 典	0			
	上下水道課	道 深 水 光 伸	0			
議事日程	別紙の。	とおり				
会議に付した事件	別紙の。	とおり				

議事日程(第21号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第45号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第46号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山荘の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第47号 あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第44号 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算(第4号) について
- 日程第 6 報告第15号 専決第1号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第 7 報告第16号 専決第2号 専決処分した平成27年度あさぎり町簡易水道特別会計補正 予算(第3号)の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第45号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第46号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山荘の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第47号 あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第44号 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算(第4号) について
- 日程第 6 報告第15号 専決第1号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第 7 報告第16号 専決第2号 専決処分した平成27年度あさぎり町簡易水道特別会計補正 予算(第3号)の報告について

午前10時00分 開会

- ●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立、礼。おはようございます。着席。
- ◎議長(橋爪 和彦君) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第8回会議を開会します。
- ◎議長(橋爪 和彦君) これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

- ◎議長(橋爪 和彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、久保尚人 議員。4番、小出高明議員を指名します。

日程第2 議案第45号~日程第4 議案第47号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第2、議案第45号、あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定についてから、日程第4、議案第47号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてまでを関連がありますので、一括議題といたします。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 本日、議会再開よろしくお願いいたします。議案第45号、46号、47号を一括して提案を申し上げます。議案第45号、あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成28年2月4日提出、あさぎり町長愛甲一典。議案第46号、あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山荘の指定管理者の指定について。あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山荘の指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成28年2月4日提出、あさぎり町長愛甲一典。議案第47号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について。あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成28年2月4日提出、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。平成28年2月4日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出する。これが提案理由でございます。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

- ●福祉課長(小見田 文男君) 議案第45号から議案第47号について、一括して説明申し上げたいと思い ます。今回の3施設の指定管理者の指定は、今後の温泉施設の方向性を具現化するため、平成28年度から 平成30年度までの3カ年を指定管理期間として、3施設をするものでございます。また、この3施設が、 あさぎり町社会福祉協議会の事業と非常に関連性が高いため、公募によらない指定管理委託をするものでご ざいます。では、まず議案第45号から説明します。2枚目をお願いします。あさぎり町ヘルシーランドの 指定管理者の指定について。施設の名称、あさぎり町ヘルシーランド。指定管理者、所在地、あさぎり町上 北1874番地。名称、社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平 成31年3月31日まででございます。次に、議案第46号、あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山 荘の指定管理者の指定についてでございます。これも2枚目をお願いします。名称が、あさぎり町高齢者コ ミュニティセンター高山荘でございます。指定管理者、それから指定期間におきましては、先ほど申し分上 げました指定管理者、社会福祉協議会。それと指定の期間が、平成28年4月1日から平成31年3月31 日でございます。次に、議案第47号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてでご ざいます。これも2枚目をお願いします。これも同じく、社会福祉協議会に指定をお願いするものでござい ます。あさぎり町ふれあい福祉センター、指定管理者が社会福祉協議会でございます。指定の期間でござい ますけれども、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで指定期間として定めるものでございます。 以上で説明を終わりたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- ◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。議案第45号から議案第47号まで、討論がなければ直ちに採決を 行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 議案第45号から議案第47号まで、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで議案第45号から議案第47号までの討論を終わります。これから議案ごとに採決を行います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) まず、議案第45号、あさぎり町へルシーランドの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 次に、議案第46号、あさぎり町高齢者コミュニティセンター高山荘の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
- **◎議長(橋爪 和彦君)** 次に、議案第47号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。日程第5 議案第44号
- ◎議長(橋爪 和彦君) 日程第5、議案第44号、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 議案第44号を提案いたします。平成27年度あさぎり町一般会計補正予算(第4号)平成27年度あさぎり町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,813万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,828万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(債務負担行為の補正)第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。平成28年2月4日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細の内容につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げますので、どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 企画財政課長。
- ●企画財政課長(神田 利久君) おはようございます。それでは、予算書の4ページをお開けいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正。これについては、先ほど議案第45号から47号におきまして、探決をいただきました、指定管理に関する債務負担行為でございます。まず最初に、ヘルシーランド指定管理委託料、限度額が8,291万1,000円。高齢者コミュニティセンター高山荘指定管理委託料、限度額が1,887万円。ふれあい福祉センター指定管理委託料、限度額が1億2,600万2,000円となっておりまして、債務負担行為の期間が、平成27年度から30年度までとなっております。27年度が入っておりまして、債務負担行為が必要なためというふうなことで、御理解いただきたいと思います。それから、7ページの方に移りまして、歳入の方ですが、今回の補正につきましては、県補助金を除きます財源については、地方交付税で行っておりまして、目1地方交付税、普通交付税、説明の中で普通交付税1,131万7,000円を財源として補正を行っておりまして、平成27年度の交付税の総額が決定しておりまして、51億1,440万8,000円。特別交付税が予算の中に2億円ほど入っておりまして、それを除きまして、普通交付税の留保財源が2億6,600万5,000円となっております。以上、企画財政課の説明を終わらせ

ていただきます。よろしくお願いします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) 福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。先ほど企画財政課長から説明がございましたとおり、4ページの第2表の債務負担行為の補正というところで、限度額を8,291万1,000円、これヘルシーランドでございます。それから、コミュニティ高山荘の指定管理委託料が1,887万。ふれあい福祉センター指定管理委託料が1億2,600万2,000円でございます。その内訳におきましては、お手元に資料を配付しております。先ほどの企画財政課長のとおり、27年度は予算化は0でございます。これは、色んな指定管理の手続上、27年度から始めるということで、御理解をお願いしたいと思います。そういうことで、資料を配付させてもらっております。8ページをお願いします。歳出の方でございますけれども、款3民生費、目7社会福祉施設費ということで、300万補正予算を計上しております。これは、工事請負費でございますけれども、ヘルシーランドの浴室の壁タイル貼りでございますけれども、これが部分的に落下して、非常に危険な状態でございましたので、今後大幅なリニューアルが計画されておりますけれども、安全対策のため補修を行うということでございます。また工法的にはタイルを床から2メートル以上剥ぎ取りまして、その後剥ぎ取った後、モルタルで仕上げをしておこうという工法でございます。そのための経費で300万を計上したものでございます。以上で、福祉課の補正予算について説明を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) おはようございます。農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入の 7ページからでございます。目4農林水産事業費県補助金の経営体育成支援事業助成金2,682万円。それと歳出の8ページ、農業経営基盤強化促進対策事業費の経営体育成支援事業助成金2,682万円の同額となっております。国の助成金を県が受け入れまして、県補助金として町が歳入し、同額を各農家経営体の農業機械整備事業等に支出するものでございます。内容としましては、トラクター、田植え機、ラッピングマシーン等の導入に対する3割の補助となりまして、補助の残りの農家負担分は、融資を受けるということが条件となっているものでございます。全部で20名、25台の機械等の導入となり、事業費総額では9,025万4,000円となります。国の平成27年度の予算残分と、平成26年度の補正予算の繰り越し分の残予算が充当されるものでありまして、本年1月に成立しました、平成27年度の国の補正予算とは異なるものでございまして、3月までの事業完了が条件となっております。そのため、今回補正予算をお願いするものでございます。農林振興課分は以上です。

◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。

●教育課長(甲斐 龍馬君) 教育課関係予算について、説明申し上げます。歳出の8ページ中ほどからとなります。今回の補正予算につきましては、上小学校と岡原小学校におけます、クラスの増加に伴う予算措置となります。各学校の学級編制、つまり1クラスになるのか2クラスになるかという判断につきましては、入学式の日の児童生徒の数が基礎となります。その前段の仮届出というのが、1月15日現在の児童生徒数となりますけれども、現段階では、上小学校で普通教室が1クラス、岡原小学校で特別支援学級が1クラス増加するとなります。これに伴います関係予算として、今回計上したものでございます。中ほどの款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費でございます。備品購入費236万4,000円を計上いたしておりますけれども、増加します2クラス分の電子黒板一式を、2セット購入するものでございます。続きまして、その下の小学校費、目1学校管理費でございます。節13委託料といたしまして、設計委託料38万円計上いたしておりますが、学習用教室として使用します、いわゆる増加します2教室分につきましては、空調設備がございません。そういったことから、新たに設置するための設計委託料ということで計上いたしており

ます。その下の節15工事請負費450万でございます。これは、2教室に設置します空調設備の工事請負費でございますが、できるだけ早目に整備をしたいということから、今回の補正予算で、設計委託料と合わせて計上をさしていただきました。続きまして、節17公有財産購入費でございます。107万3,000円計上いたしておりますけれども、新たに学習用教室ということで使用します部屋の黒板、これが、いずれも固定式となっております。授業に支障をきたすということから、上下に移動します移動式黒板に変更するものでございます。以上、教育課の予算についての説明でございます。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 7番、豊永議員。
- ○議員(7番 豊永 喜一君) 一つ確認をさせていただきたいと思いますが、4ページの債務負担行為の補正の期間でありますが、管理委託料のところで期間が、平成27年度から30年度までということになっておりますが、先ほどのあれでは、期間を3年間というなことでなっておりますが、28年から30年度までの3年間と思いましたが、先ほど福祉課長の説明では27年度から取り組むということで、この場合は、27年度からなっているのかお尋ねしたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。
- ●福祉課長(小見田 文男君) 4ページの債務負担行為の表記の仕方と申しますか、手続上は27年度は予算はございません。協定書とか、そういうの交わすことを27年度に行って、28年度4月1日から正式な実施的な契約期間と指定期間ということで、債務負担行為のところの表記はこのような表記、指定管理の委託契約するのは、実質28年4月1日から31年の3月31日までということで、御理解をお願いしたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) ほかに質疑ございませんか。3番、久保議員。
- ○議員(3番 久保 尚人君) 8ページの款3教育振興費についてお尋ねします。この中で、備品購入費の中で、電子黒板を購入ということでございますけれども、以前の中学校の合併時に、電子黒板等が随分余りがでてきて、使わない分があるんじゃないかと私思うんですけど、そういうものはないんでしょうか。その流用というのはできないでしょうか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。
- ●教育課長(甲斐 龍馬君) 電子黒板につきましては、小学校中学校、全教室に1台ずつ設置をいたしております。それぞれ教室が、固定式の電子黒板が大半を導入いたしておりますし、余裕が出てきた分については、既に特別支援学級とか、そういったものに使用いたしておりますので、今回新たに出てきます普通教室と、それと特別支援学級については、その分は不足しているということになることから、今回新たに導入をさせていただくということなります。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 3番、久保議員。
- ○議員(3番 久保 尚人君) もう予備は全然ないということですね。
- ●教育課長(甲斐 龍馬君) はい。
- ◎議長(橋爪 和彦君) ほかに質疑ございませんか。質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第15号

- ◎議長(橋爪 和彦君) 日程第6、報告第15号、専決第1号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題します。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 提出者の報告を求めます。町長。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 報告第15号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定に基づき報告する。平成28年2月4日提出、あさぎり町長愛甲一典。専決した内容につきましては、担当課長より報告申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 建設課長。
- **●建設課長(石塚 保典君)** それでは、専決第1号につきまして説明いたします。裏面をお願いいたします。 専決処分書、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処 分の指定に関する条例第2条第2項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成28年1月18日、あ さぎり町長愛甲一典。和解及び損害賠償の額を定めることについて。詳細につきましては次のページ、報告 第15号説明資料において説明いたします。相手方につきましては、前ページ、専決処分書に記載してある とおりでございます。公の施設、事故の場所でございますが、町道ヌメリ川中央線。事故の発生状況、平成 27年12月17日午後7時頃、あさぎり町上北地内の町道で、相手方の運転する車両が自宅に進入する際 に、側溝のグレーチング蓋がタイヤで跳ね上がり、相手方車両のマフラーを破損させたものでございます。 事故の原因といたしましては、側溝の上部が一部破損しており、グレーチングの端が浮いた状態になってい たのが原因でございます。事故の損害額、相手方、車両修理額、16万8,068円。事故の責任割合、町 100%ということで、損害賠償額が16万8,068円でございます。7番の損害賠償金の補填といたし まして、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。和解事項とし まして、町は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上又 は裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。町の対策とし ましては、側溝の破損部分の補修を行うとともに、グレーチング蓋を連結し浮かないように固定したところ でございます。以上、専決第1号についての説明を終わります。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第7 報告第16号

- ◎議長(橋爪 和彦君) 日程第7、報告第16号、専決第2号、専決処分した平成27年度あさぎり町簡易 水道特別会計補正予算(第3号)の報告についてを議題とします。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 報告第16号、専決処分した平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成28年2月4日、あさぎり町長愛甲一典。報告内容につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 上下水道課長。

- ●上下水道課長(深水 光伸君) 報告第16号につきまして、説明をさせていただきます。まず、表紙をめくっていただきまして、専決処分書を読み上げさせていただきます。専決第2号、専決処分書。平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年1月25日、あさぎり町長愛甲一典。内容につきましては、今回1月最終週の記録的な寒波による水道管等の破裂で、町内の広範囲で断水が発生しておりました。その復旧作業の経費を予算計上したものでございます。次のページをめくっていただきまして、1ページをお願いします。平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)平成27年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年1月25日、専決、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、歳入歳出予算補正」による。平成28年1月25日、専決、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の4ページをお願いいたします。目1としまして、一般管理費153万2,000円を補正しておりますが、復旧作業の経費としまして、管理職員の特別勤務手当8,000円、職員の時間外手当152万4,000円を追加補正したものでございます。その財源としまして、その下の段の、目2維持管理費より、水質検査委託料の契約残額を減額したものでございます。5ページ以降は、給与明細書を掲載しております。以上で、説明を終わらせていただきます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 報告が終わりました。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。
- ◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。
- ◎議長(橋爪 和彦君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 平成27年度あさぎり町議会第8回会議を閉会いたします。
- ●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立、礼。お疲れ様でした。

午前10時32閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 橋爪 和彦

署名議員 久保 尚人

署名議員 小出 高明

- 9 -
